

令和7年度 第11回加東市農業委員会総会（2月定例会）議事録

開催日時	令和8年2月20日（金）午後3時00分～午後3時56分			
開催場所	加東市社公民館2階 研修室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見 秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：－ ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：－ ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小藪富也
欠席委員	14：田尻倫生 15：藤浦春治			
議事録署名委員	3：田中 豊 5：高見秀人			
出席職員	事務局長：肥田繁樹 主事：川邊 錬		副課長：藤井康孝	

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第56号議案	農地法第3条の規定による許可について	16件
第57号議案	農地法第5条の規定による許可について	2件
第58号議案	非農地証明願いの承認について	5件
第59号議案	農用地利用集積等促進計画に関する意見について	43件
第60号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（軽微変更）に関する意見について	2件
第61号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1件
第62号議案	加東市地域計画に関する意見について	2件
- 5 報告

報告第18号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第19号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第20号	農地の貸借の合意解約通知について	6件
- 6 その他
- 7 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 13 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<あいさつ>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年度第 11 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 1 番 岸本農業委員、2 番 藤原農業委員、4 番 時本推進委員、5 番 山口推進委員、6 番 末廣推進委員ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、3 番 田中農業委員、5 番 高見農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>第 56 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、譲渡人は、兼業のため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、季節野菜の作付けを予定しています。農地の取得は初めてとなりますが、以前から農業に興味があり、この機会に農業に取り組みたいと考えておられます。必要な農機具の一部は所有し、トラクターなど大型の農機具は、営農組合から借りる予定であることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 2、譲渡人は、高齢で後継者もなく、耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は経営規模拡大のため申請地を取得し、麦の作付けを予定しています。現在、加東市内で耕作実績はありませんが、***では約 19,000 m²の面積を営農されており、水稻を作付けされています。必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 3、譲渡人は、今後、耕作を続ける意思がないことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、父の農作業に約 2 年従事し、今後も父と一緒に耕作を続ける予定です。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は父と共同で利用するため、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 5、本件は、農地所有適格法人による農地の取得となります。</p> <p>農地所有適格法人とは、農地法に規定された要件を満たす法人であって、農業経営を行うために農地の所有権を取得できる法人をいいます。要件については、主たる事業が農業であり、売上高の過半が農業を占めるものであること、農業関係者が総議決権の過半を占めること、役員の過半が農作業に常時従事する構成員であること等となっています。譲渡人は、譲受人である法人の役員であり、自己所有農地を法人名義とするため申請されました。申請地では、ブルーベリーとサツマイモの作付けを予定しています。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることから、所有権の移転及</p>

び耕作することについて問題はないと考えます。

番号 6、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。

番号 7、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、農地を所有しておりませんが、父の農作業に約 30 年従事しています。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は父と共同で利用するため、耕作は可能であると見込まれます。

番号 8、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人である父は譲受人である子に生前贈与するため、申請されました。農地台帳における耕作者の登録は譲渡人の父となっていますが、現在は譲受人が耕作をされています。引き続き、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有していることから耕作は可能であると見込まれます。

番号 9、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に貸借するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。

番号 10、本件は、農地所有適格法人による農地の貸借権の設定となります。

申請地では、水稻の作付けを予定しています。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることから、貸借権の設定及び耕作することについて問題はないと考えます。

番号 11、譲渡人である相続人は、高齢等により耕作が困難なことから、譲受人に貸借するため申請されました。申請地の土壌環境が不明なため、貸借期間は 1 年間で設定し、耕作の状況を見ながら今後、貸借期間の延長も含めて検討される予定です。譲受人は、***に本店を置く、農作物の生産や加工、販売を主とした法人となります。現在、加東市内で約 40,000 m²の面積を営農されており、水稻を作付けしています。申請地においても、水稻の作付けを予定しており、収穫後は***に出荷されます。なお、本件は法人による貸借権の設定のため、農地法第 3 条第 3 項の規定において、解除条件付き貸借の要件が定められています。

要件の 1 つ目は、双方で締結する貸借の契約書に、農地を適正に利用していない場合に、貸借の契約を解除する旨の条件が付されていること。

要件の 2 つ目は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

要件の 3 つ目は、業務執行役員等のうち 1 人以上の者が耕作等に常時従事すること。と定められています。

本申請においては、申請書類により当該要件を全て満たしていることを確認できましたので、貸借権の設定及び耕作することについて問題はないと考えます。

番号 12、譲渡人は、利用権設定を行っていましたが、契約期間満了に伴い、耕作者を変更し、農地法の貸借に切り替えるため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから耕作は可能であると見込まれます。

番号 13、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に貸借するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほ

	<p>か、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 14、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に貸借するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 15、譲渡人は、これまで譲受人に対して利用権設定を行っていましたが、契約期間満了に伴い、農地法の貸借に切り替えるため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号 16、本件は、番号 10 と同じ譲受人であって、農地所有適格法人による農地の貸借権の設定となります。申請地では、水稻の作付けを予定しています。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることから、貸借権の設定及び耕作することについて問題はないと考えます。</p> <p>以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 56 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 56 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第 57 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、本件は、令和 7 年 8 月の総会で農振除外の議案審議のあった砕石置場による転用となります。譲受人は、砕石・土砂の運送業を営んでいます。現在、申請地に隣接する土地を積込場兼砕石置場として利用されていますが、近年、事業規模が拡大してきており、新たな砕石置場として、10 t ダンプ 60 台程度の容量を受け入れる面積を確保し、取引先の受注に対応できるように事業用地を拡大するため申請されました。申請地では、土地の形質変更は行わず、また、周辺に農地はないため、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはないと考えます。申請地の農地区分は第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号 2、本件は、露天資材置場による転用となります。譲受人は、金属類の処分・保管を目的とした処分場を経営しています。現在、申請地に隣接する土地を資材置場として利用されていますが、近年の取扱量の増加に伴い、処理及び搬出までの保管スペースが不足している状況にあり、事業の継続的かつ適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、事業用地を拡大するため申請されました。申請地では、砕石を敷設し、周囲にはブロックを積み立てる計画であるため、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれはないと考えます。申請地の農地区分は第 2 種農地に該当し、土地改良区は該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せ</p>

議長	ず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
現地調査員	<p>本件については、現地調査を行っています。</p> <p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p> <p>番号1の現地の状況は保全管理地でした。盛土や切土による土地の形質変更は行わず、また、周辺に農地はないため、転用することについて特に問題はないと思われま</p> <p>番号2の現地の状況は保全管理地でした。周辺に農地がありましたが、碎石を敷設するほか、周囲にはブロックを積み立てるため、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、転用することについて特に問題はないと思われま</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第57号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第57号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長 事務局	<p>第58号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号1、申請地は、農地パトロールにおいて、原野化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>番号2、申請地は、昭和53年頃から居宅の状態です。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区については該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>番号3、申請地は、昭和40年頃から一部山林、昭和60年頃から一部農業用倉庫の状態です。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区については該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>番号4、申請地は、平成5年頃から住宅敷地の状態です。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号5、申請地は、農地パトロールにおいて、山林化による非農地と判断されたため申請されました。申請地は農用地区域内、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p>
議長	<p>以上の申請については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p> <p>本件については、現地調査を行っています。</p> <p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p>

現地調査員	番号1と番号5は、農地パトロールにおいて、非農地と判断された土地であり、現地の状況は原野又は山林でした。よって、非農地証明することについて特に問題はないと思われま
	す。番号2の現地の状況は宅地、番号3の現地の状況は農業用倉庫と山林、番号4の現地の状況は宅地でした。これらの現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が20年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われま
議長	す。報告は以上です。
各委員	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
議長	<意見なし>
	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第58号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
	全員挙手にて、第58号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第59号議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局	賃貸借権5件、11筆、15,989㎡、使用貸借権38件、79筆、116,695.08㎡に農地中間管理権が設定され、3月27日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第59号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
	全員挙手にて、第59号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第60号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（軽微変更）に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	番号1、本件は、農業用倉庫への進入路に係る軽微変更の申出となります。事業者は、農業を専業として生活しています。自宅には農業用倉庫もござい
	ますが、農業機械の大型化に伴い、農業用倉庫への進入路が狭くなったため、進入路の拡幅が必要であることから、用途変更の手続きが必要であると知らずに、令和3年に土地所有者の同意のもと進入路を整備されました。当該申出地は、既存農業用倉庫への進入のために現在も使用しており、コンクリート擁壁で整備していることから農地へ戻すことは難しく、今後も農業用施設用地として使用するため、本申出を行うに至りました。
	番号2、本件は、農業用倉庫及び進入路に係る軽微変更の申出となります。事業者は、農業を引退する予定で、息子へ引継ぎを行っています。農業機械を格納するため、昭和40年頃から申出地に農業用倉庫を建て、北側の残地を隣の農地への進入路に供して
	いましたが、用途変更の手続きが必要であると知らずに、今日まで農業関係機械の保管場所と隣地進入路として使用して
	いました。当該申出地以外の自宅敷地や隣接地では、申出地を通らずに隣の農地へ進入することができず、また、現在も多くの農業機

	<p>械を所有しています。よって、申出地を農地へ戻すことは難しく、今後も農業用施設用地として使用するため、本申出を行うに至りました。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 60 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 60 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 61 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	<p>法人による更新の申請が 1 件で、本計画の目標年度は令和 11 年度となります。</p> <p>番号 1、現状の営農類型は稲作で、目標年度においても同様の営農を計画しています。現状の年間所得は 1,341 万円、主たる従事者 1 人当たりの年間所得は 335 万円、目標年度において年間所得 1,399 万円、主たる従事者 1 人当たりの年間所得 465 万円を目指します。</p> <p>現状の年間労働時間は 7,200 時間、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間は 1,800 時間、目標年度において年間労働時間は 5,400 時間、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間は 1,800 時間を目指し、主たる従事者の人数は 3 人となります。</p> <p>生産に関して、作付けする品種は山田錦に変更はなく、作付面積を現状 1,299a から 1,400a に拡大します。また、その他の関連事業として、農作業受託の売上げを現状 1,404 万円から 1,825 万円に、土壌改良資材散布の売上げを現状 745 万円から 800 万円を目指します。</p> <p>生産方式の合理化に関して、地域の担い手と更なる連携を図り、農地の集約化及び作業の効率化に取り組むほか、ドローンやスマート農業機械の活用による労力の低減などに取り組めます。</p> <p>経営管理の合理化に関して、固定費を部門別に費用化し、収支状況を細分化することで更なる経費削減に取り組むほか、安定的に収益の見込める新規事業の開拓などに取り組めます。</p> <p>農業従事の態様の改善に関して、JA と連携し、農業研修生の受け入れなど幅広い雇用体制の構築などに取り組めます。</p> <p>その他の農業経営の改善に関して、農業機械の更新や導入については、経営状況に応じて計画的に進めます。</p> <p>生産方式の合理化のために取得する予定のトラクター、田植機などは目標年度までに更新します。</p> <p>収支計画は、山田錦の作付面積の拡大などにより、目標年度の主たる従事者 1 人当たりの年間所得は 465 万円で、市の認定基準の 450 万円以上であるため、要件を満たすものとなっています。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>

議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 61 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 61 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 62 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	新規の策定として光明寺地区、岩屋地区の地域計画について説明いたします。 光明寺地区は、2 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、11 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。 岩屋地区は、令和 8 年に立ち上げた集落営農組織 1 経営体を中心に集積・集約を進め、農地バンクを通じて団地面積の拡大を図り、15 名の方が現状維持で耕作を継続する計画です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 62 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 62 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 18 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、事後の届出により一般住宅の転用を受理しました。第 56 議案の農地法第 3 条の許可申請にあたり、転用の届出がされていないことが判明しましたので、届出書類の提出を求めました。関係書類等は完備していましたので、専決処理により、1 月 26 日付で受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 19 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、分譲住宅に転用する届出を受理しました。関係書類等は完備していましたので、専決処理により、1 月 26 日付で受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 20 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、第 56 号議案の番号 4 の譲受人に所有権を移転するため解約されました。 番号 2 と番号 3 は、第 56 号議案の番号 12 の譲受人に使用貸借権を設定するため解約されました。 番号 4 は、転用を予定しているため解約されました。

	番号5は、第56号議案の番号14の譲受人に使用貸借権を設定するため解約されました。
議長	番号6は、売却を予定しているため解約されました。説明は以上です。 届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。
事務局	最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。 以下について説明 ・林野火災予防のための新たな取組について ・かとう安全安心ネットの登録方法について
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和7年度第11回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 田中 豊

議事録署名委員 高見 秀人
